

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群 T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 4 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの系群について、令和 2 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2－16 に定められた漁獲シナリオで算定された A B C（生物学的許容漁獲量）のうち我が国 E E Z 分を算出する。当該合計値から、令和 5 管理年度途中の漁獲可能量の調整の結果、同管理年度の漁獲可能量に追加した数量を減じた数量を T A C とする。
- ③ なお、令和 5 管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として令和 6 管理年度に繰り越すこととする。

（2）資源管理基本方針別紙 2－16 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 12 年に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ β : 0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ 管理年度途中の漁獲可能量の調整について
 - ア 当該資源の親魚量が、令和 12 年（2030 年）に少なくとも 50 パーセントの確率で別紙 2－16 の第 3 の 1（1）又は（2）の目標管理基準値を上回ることとなる数量の範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
 - イ 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、別紙 2－16 の第 4 の 3 の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
 - ウ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(3) 令和6管理年度(令和6年7月～令和7年6月)のTAC(案)

特定水産資源	TAC
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	213,900 トン <219,900 トン-6,000 トン>

(参考1) 令和2年に開催された資源管理方針に関する検討会取りまとめ結果

1 まさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：310 千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：143 千トン(最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量)
- ③ 禁漁水準値 22 千トン(最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β): 0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は 70 パーセントとする。

2 ごまさば東シナ海系群

- ① 目標管理基準値：109 千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：51 千トン(最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量)
- ③ 禁漁水準値 8 千トン(最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β): 0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は 95 パーセントとする。

(参考2) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群TACの推移

単位：万トン

系群	R6 年 (案)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	21.39	19.13 (18.53)	14.3 (12.9)	17.82	22.0

※ 括弧内は変更前の数字((2)③に基づく漁獲可能量の調整)

(参考3) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の漁獲実績

単位：万トン

系群	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	14.2	12.8	9.6	9.0	48.7 (※)

※ H30 年以前は太平洋、日本海の合計

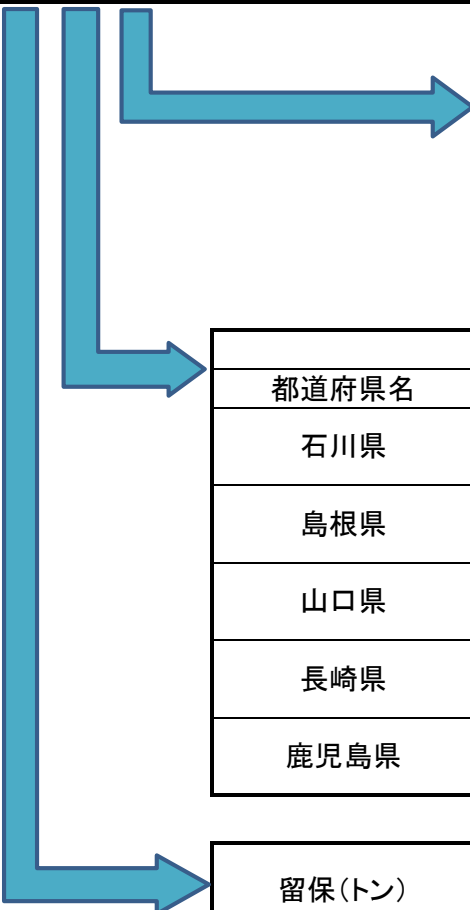
2 配分（案）

- （１）38,000 トンを国の留保とする（※）。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
 - （※）令和５管理年度の漁獲可能量と間で調整を行う前の数量（219,900 トン）の20 パーセントである 44,000 トンから、追加数量分の 6,000 トンを差し引いたもの。
- （２）過去３か年（令和２年から令和４年まで）の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する
- （３）配分量（案）は別紙のとおり。
- （４）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

(別紙)

令和6管理年度まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	213,900 <219,900－6,000>



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	91,800

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	7,900	秋田県、山形県、新潟県、富山県、 福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、 福岡県、佐賀県及び熊本県につい ては、現行水準とする。
島根県	15,800	
山口県	2,400	
長崎県	35,500	
鹿児島県	15,000	

留保(トン)	38,000 <44,000－6,000>
--------	--------------------------